

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（イ）を次のように改める。

（イ）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日」を「子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6箇月に達する日」を「当該子の1歳6箇月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

（1）育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の

承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第9条第1項中「という。)」の次に「第11条第1項及び」を加え、「静岡市教育職員の退職手当に関する条例」を「静岡市教育職員等の退職手当に関する条例」に、「同項」を「退職手当支給条例第11条第1項」に改める。

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第15条第1項中「左欄に掲げる」の次に「給与条例の」を加え、同条第2項中「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条第4項中「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例」を「静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例」に改め、「左欄に掲げる」

の次に「同条例の」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 育児短時間勤務職員についての静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第 号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第5条第4項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条第1項	応じた額とする	応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条第2項	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）	勤務時間条例

第16条第1項中「退職手当支給条例」の次に「第11条第1項及び」を加え、「同項」を「退職手当支給条例第11条第1項」に改め、同条第3項中「静岡市教育職員の退職手当に関する条例」を「静岡市教育職員等の退職手当に関する条例」に改める。

第21条第1項中「左欄に掲げる」の次に「給与条例の」を加え、同条第2項中「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条第4項中「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例」を「静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例」に改め、「左欄に掲げる」

の次に「同条例の」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 任期付短時間勤務職員についての静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第5条第4項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条第2項	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）	勤務時間条例

第23条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

(市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置)

6 平成29年4月1日(以下この項において「権限移譲日」という。)の前日までに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による改正前の市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条の規定により給与等が静岡県の負担であった者で権限移譲日において引き続き本市の職員であるものが静岡県職員の育児休業等に関する条例(平成4年静岡県条例第7号)の規定により当該職員が育児休業の承認の請求の際育児休業により当該育児休業に係る子を養育するための計画として申し出た計画は、権限移譲日以後は、それぞれ当該職員がこの条例による改正後の静岡市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第11条第6号に規定する計画として申し出た計画とみなす。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。